

川西市指令第 10号

一般廃棄物処理業許可（更新）証

住 所 高槻市紺屋町3番1-326号
氏 名 都市クリエイト 株式会社
(法人にあって 代表取締役 前田 晋二
はその名称)

平成28年2月10日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付
して許可する。

平成28年4月1日

川西市長 大 塩 民 生



一般廃棄物の 取 扱 種 類	一般廃棄物(浄化槽汚泥・し尿を除く)
許 可 の 業 種	収集運搬業
許 可 の 区 域	川西市内
許 可 の 期 間	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日
許 可 の 条 件	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令を遵守すること。 ②適正に収集・運搬するとともに公衆衛生の向上を図ること。 ③一般廃棄物の搬入に関しては、「国崎クリーンセンター」の搬入基準を遵守すること。

複写無効